

令和3年度第1回

(2021年度)

吹 田 市 景 観 ま ち づ く り 審 議 会

日 時 令 和 3 年 7 月 2 7 日 (火) 午 後 2 時

場 所 千 里 市 民 セ ン タ ー 多 目 的 ル ー ム (2)

令和3年度第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1.開 会

- 渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

- 清水都市計画部長

3.案件説明

会長、副会長の選任

4.会議進行

- 久会長 本日、傍聴人はおられますか。
- 事務局 本日傍聴人はありません。

- 久会長 それでは進めて参りたいと思います。

本日報告案件、3件ございますが、まず景観まちづくり計画の改定につきまして、事務局の方から説明いただければと思います。よろしくお願いします。

5.案件説明

景観まちづくり計画の改定について（報告）

都市計画室の郷原でございます。

景観まちづくり計画の改定につきましてご説明させていただきます。

事前にお配りしております資料1-1吹田市景観まちづくり計画案、また、資料1-2改定スケジュール、資料1-3計画改定のポイント、以上3点の資料に沿ってご説明させていただきます。

はじめに、景観まちづくり計画の改定までのスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料1-2をご覧ください。

昨年度になりますが、3月22日に当審議会にて、景観まちづくり計画の改定素案についてご報告し、ご意見をいただきました。

同時期に開催した庁内の検討委員会等からもご意見をいただいております、これまで改定案の作成を進めて参りました。

当初お示ししておりました、改定のスケジュールでは、本日の審議会を経て、9月にはパブリックコメントを実施、11月の景観まちづくり審議会で諮問を図る予定とお示していましたが、今からご説明します。景域のエリアについて、素案では16の景域でお示しておりましたが、庁内からのご意見や、景観アドバイザー、審議会の先生方からのご意見をいただき、現在37エリアと数が増えており、より改定の内容について、精度を上げるべく、11月の景観まちづくり審議会に諮問する予定を、現在、令和4年2月に開催される、景観まちづくり審議会にて諮問を図る予定でスケジュールを見直すこととなりました。

それでは、景観まちづくり計画案の説明に移ります。

お手元の資料1-1をご準備ください。

また、資料1-3計画改定のポイントも併せてご覧いただければと思います。

随時、現行計画と比較しながら、ご説明をして参ります。

まず資料1-3計画改定のポイントをご覧ください。

全体の構成についてご説明させていただきます。

本年3月20日に開催しました、令和2年第3回景観まちづくり審議会にて素案を示しておりますが、構成はそこから変わっておりません。

基本的には現行計画の内容を引き継ぎますが、第1章吹田らしさをあらわす景観の特性について、地形、歴史、土地利用、都市活動・暮らしの視点から丁寧に説明していきます。

第2章では、景観まちづくりの目標と方針、そして「景域別景観まちづくり方針」について記載をしていきます。

この景域別については、後程詳しく説明していきますが、現行計画の3章類型別景観まちづくり計画と、4章地域別景観まちづくり計画を集約したものとなっています。

お手数ですがお手元の「景観まちづくり計画概要版」こちらをお手元にご準備いただき5ページを開いていただけますでしょうか。

概要版の5ページにおきまして、類型別景観まちづくり計画として、景観特性ごとに目標と方針を示しております。

また、9ページをお開きいただきまして、そちらでは、地域別景観まちづくり計画として、現行計画策定当時に吹田市の総合計画で示す、6つのブロックごとに目標と方針を示しております。

このように現行計画では、2つの視点から景観まちづくりの目標と方針を示しております。

この現行計画の表現は、行政計画としては大変わかりやすいものではあります、窓口などで、事業者の方々と、事業の計画地の景観について協議を行うには、やや規模が大きく、複雑な説明になる場合もありました。

改定案では、その場所、景域について、吹田市が目指す目標と方針を具体的に事業者の方々へお伝えすることで、将来像の実現に向けて、理解を高め、取り組んでいただくことが

できると考え、構成にこのような変更を加えることといたしました。

最後に、第 3 章にて、景観まちづくりの推進に向けて方策などを示す構成となっております。

また、素案の段階では、随所に市民アンケートの結果やコラムを準備していましたが、前回の審議会でもその関連についてご意見をいただいております、現在必要な内容を整理作成中でございます。

本日は、計画本編の内容を中心に、特に景域のとらえ方について、前回の審議会でお示した素案から、より具体的にご説明をさせていただきます。

その他についても、随時、素案からどう変更したかをお伝えしながらご説明いたします。

それでは、資料 1-1、1 ページから、序章についてご説明いたします。

序章では、「1 景観まちづくり計画改定の背景と目的」について示すと共に、本計画の改定の視点を 3 つポイントで挙げさせていただいております。

3 ページになりますが、今回の改定では、吹田の景観の特性を再確認した上で、場所ごとに特性を表し、景観まちづくりの方針を示します。

写真を多く使用し、吹田のことをよく知らない事業者の方であっても、吹田の景観特性を知り、それを活かした事業計画としていただけるよう、方策や取組もわかりやすく示していきます。

4 ページ、「2 景観まちづくり計画の位置付けについて」は、基本的に変更はありません。

5 ページからの、「3 景観について」ですが、現行計画のフレーズを使用しつつ、わかりやすい表現となるよう改めました。

また、「3 景観について」では、景観と景観まちづくりについての説明を記載しております。

現行計画と同様の内容となっておりますが、「景観とは」で前回の審議会にてご意見をいただきまして、夜間景観にも触れ、景観は 24 時間を通して、私たちの生活や体験と密接に関係していることを示しています。

また、「景観まちづくりとは」では、景観は一人一人の行動や、一つの敷地での取組から作られていくこと。その影響は、たとえ小さくても、それぞれが個別に行う取組が景観まちづくりに繋がっていることを示しています。

次に、第 1 章吹田らしい景観の特性についてです。

11 ページをご覧ください。

素案では、歴史と土地利用、都市活動・暮らしの 3 つのレイヤーでお示しておりましたが改めて整理し、吹田らしさを表す景観特性は、地形、歴史、土地利用、都市活動・暮らし、これらの 4 つの要素が相まって作られていると考えています。

それでは、一番下の地形から順にご説明していきます。

12 ページ、13 ページです。

地形について記載しております。

吹田市の地形は、大きく平野と丘陵地に分かれており、それぞれ景観が異なります。

丘陵から平野のまちなみを見下ろす、平野から丘陵の緑を見上げるなど市内には変化にとんだ景観が見られます。

また穏やかな流れの神崎川や、高川、糸田川、山田川などの中小河川も市内には流れており、水辺の空間が多数存在しています。

次に、歴史についてご説明します。

14 ページ、15 ページをお開きください。

吹田市の市街化の流れについて表現しています。

現在はほぼ全域が市街地となっておりますが、明治時代以前に、市街化が進んだ集落の風景がそのまま残る場所と、比較的新しい開発による市街地では、景観を構成する要素が異なります。

また、最近では、大規模開発などがなされた場所を中心に、景観の重点地区を 28 ヶ所指定してきており、地区内において、良好な景観が形成、維持されています。

次に、16 ページから 19 ページの土地利用です。

こちらは、用途地域図をベースとした土地利用図です。

住宅地、商業業務地、工業地など、それぞれ建っている建物の種類や規模が異なり、それぞれ景観の特徴は異なります。

また、吹田市には、複数の鉄道や幹線道路があり、これら交通の軸は近隣市と合わせて、景観の骨格となっています。

公園緑地については、現行計画では、地勢の中で、丘陵地の裾野に緑の帯があるとの表現をしておりましたが、改めて本市の緑の分布を見直し、本市の緑は、公園や千里緑地など公共の緑をはじめ、アメニティ江坂や大学など、民間の敷地において良好に保全されている緑も多くあり、この土地利用の中で表すことといたしました。

20 ページから 23 ページで、4 つめのレイヤーである、都市活動・暮らしを紹介いたします。

本市は全域が市街化区域であり、ほぼすべての場所において、人々が暮らし、活動しており、景観の要素の一つとなっています。

この都市活動・暮らしについて、暮らす、働く、学ぶ、楽しむ、自然と眺望を味わうの 5 つに整理いたしました。

素案の段階では、集う、歴史を味わう、祭りを楽しむ、といった項目を挙げておりましたが、集う、祭りを楽しむ、について楽しむに集約し、歴史を味わうについては、人々の活動としてだけでなく、歴史という一つの要素として、先ほどご説明した別のレイヤーで表現することといたしました。

また、公園で自然を味わう人々の活動として、自然と眺望を味わうの項目を追加いたしました。

このように、吹田の景観上の特性は、地形、歴史、土地利用、都市活動・暮らしの 4 つの

景観特性から成り立っており、それらが重なり合った結果、概ね共通するひとまとまりの空間の範囲を、この計画では景域と表現しています。

なお、この景域という言葉はあまり聞きなれないかと思いますが、国土交通省所管の、日本らしい美しい景観づくりに関する懇談会の中で、景域とは、地理的、生態的、歴史的、文化的に同様の特徴を有する一定の地域と定義されています。

具体的なイメージを持っていただくために、右側に3つの例を挙げております。

千里ニュータウンの戸建住宅の建ち並ぶ景域は、丘陵地が、昭和30年代に計画的に大規模開発された場所であり、ゆとりある戸建住宅が建ち並び、人々が暮らしている場所です。

江坂駅界隈の景域は、平野部に位置し、店舗の入れ替えにより日々建物の外観は更新されている商業地で、働く人や買い物を楽しむ人の姿が見られます。

昔ながらの集落の風景が残る山田界隈は、山田川沿いに位置し、江戸時代から明治時代にかけて建てられた伝統的な建物が点在している住宅地です。

このように、それぞれこの4つの景観特性が相まって一つの景域をつくり出していると言えます。

次に、第2章景観まちづくりの目標と方針です。

27ページをご覧ください。

まず、景観の将来像についてです。

現行計画では、地勢を生かした潤いある景観、すべての人が快適に暮らせる生きる景観、調和とめりはりのある景観の3つをお示ししておりますが、平成20年に景観まちづくり条例を制定し、その中で、第1条景観まちづくりの目的として、地域らしさと潤いに溢れ、次代に誇れる美しいまちをつくり、まもり、はぐくむ、としており、これを景観まちづくり計画の中で、将来像としてお示しすることといたしました。

28ページから、基本目標と基本方針をお示ししております。

基本的に現行計画を引き継ぐものですが、二つ目の生きる景観では、現行計画ではすべての人が快適に暮らせる、から、市民がまちを住みこなすという言葉に変えております。

また、三つ目の調和と個性では、現行計画では、めりはりという言葉でしたが、個性という言葉に変えております。

大阪府内でも、吹田に住みたい、住み続けたいと考える人が多数いる中で、市民が景観資源の恩恵を受けるだけでなく、庭先を綺麗にしたり、古民家をリノベーションして活用するなど、市民が能動的に自ら考えて、良好な景観づくりに取り組む姿が市内各所で見られ、個性がある中でも、調和のとれた景観を目指すことから、このような表現にステージを上げることといたしました。

32ページをご覧ください。

こちらでは、景観まちづくりを行うための手順を示しております。

第1章で示しております景観の特性と、その場所の空間の特徴から、その場所の整理を行い、それらの景観特性をもとに、第2章で示した吹田市における景観の将来像や基本目

標の実現を意識し、景観まちづくりの方針を考えるものです。

次に、33 ページから、景域ごとに景観まちづくり方針をお示しすることになります。

こちらについては、最初にスケジュールのご説明をさせていただきましたが、すべての景域をお示しすることができておりません。

35 ページ以降については、現在整理しているところでございます。

本日は、内本町、南高浜町界隈の景域を例に挙げてご説明させていただきます。

第1章では、地形、歴史、土地利用、都市活動・暮らしから景域を見つけることについて、ご説明をしてきました。

こちらの地域は、地形としては、平野部、神崎川沿いに位置し、歴史として、明治時代以前に栄えた亀岡街道沿いの風景が残る地域となっています。

また、土地利用としては、主に戸建住宅の建ち並ぶ第一種住居地域で、市民の方々の暮らしの活動が見られます。

34 ページをご覧ください。

景域別景観まちづくり方針では、景域ごとに、①では、先ほどご説明した景観に関する特性について整理します。

②景観まちづくり方針では、潤い、生きる、調和と個性の三つの目標を達成するための方針を示しています。

具体的な手法については、別で作成するデザインマニュアルや、スライド右側に表示しているような地域のガイドラインで示していきます。

最後に、第3章、景観まちづくりの推進に向けて、です。

第2章で定めた景観の将来像の実現に向けて、第3章では、その推進方策を示しています。

85 ページになります。

まず一つ目。

1、景観の質を高める推進方策として、官民ともにデザインの質の向上と誘導を図ること、夜間景観への配慮を行うこと、屋外広告物についてガイドライン等のルールづくりを行うこと、景観資源の保全、育成を行うことについて記載しています。

なお、夜間景観への配慮や、屋外広告物に関するルールづくりについては、今回の改定において新しく追加した内容になります。

次に、86 ページです。

2、地域特性を活かした景観まちづくりを進めるために、まずは市民の皆様にもちを知ってもらうためのきっかけを作り、景観を考えるための機会を設けるために、出前講座やワークショップなど景観に関する取り組みを実施します。

さらに、そこから景観まちづくりを具体化するための仕組みやルールづくりなどを支援し、景観まちづくりを進めてまいります。

次に、87 ページ。

3、規制・誘導、啓発、支援、調整などによる景観まちづくりです。

規制・誘導として、景観形成基準の適切な運用、デザインマニュアル等の共有、啓発として、SNSなどのツールを活用するなどの、景観に関する意識醸成に向けた取組などを示しており、景観まちづくり賞の開催についても、啓発の一つとして取り組んで参りたいとしています。

支援について、景観アドバイザー派遣や景観まちづくり活動補助金による支援、調整については、庁内において、職員一人一人が景観まちづくりに関係するという認識を広め、積極的に他部局と連携し、景観配慮のポイントを伝えるなど、事業の中で、景観を少しでも意識するための働きかけに取り組みます。

その他国や府、近隣市と連携、調整を図るように示します。

4 目です。88 ページ、89 ページになりますが、現行計画でも記載している、市民、事業者、専門家、行政の協働の取組だけでなく、それぞれの主体が個別に行う、比較的小さな取組についても、推進方策の一つであることをわかりやすく表現していきます。

近年では、行政が主体となる本格的な取組だけでなく、店先にベンチを置くなどの社会実験のような取組から始めてみる、という発想や、若手店主による店舗のリノベーションから、周辺の景観が少しずつ良くなる事例も見受けられます。

こういった個別の取組は、全国でも多数見られ、まちの魅力を高めていく、大変重要なステップであると考えています。

また、市民アンケートでは約 7 割の方が景観まちづくりに関心があると回答しており、景観に関する催しに参加する方は少ないものの、約 7 割の方が清掃活動や花のプランターを飾るなど、景観に関連する取組を行っておられるとの結果となりました。

このような小さな取組についても、景観まちづくり計画の中でしっかり評価していくことで、それぞれの主体の積極的な取組を推進していきたいと考えています。

終わりに、本計画において示してきた通り、景観とは、風景や人々の活動など、眺めや体験するものであり、市民一人一人の取組などにより、つくり出していくもので、市民や本市を訪れる人々が、吹田のまちなみを綺麗と感じ、心地よく過ごしてもらえること、いつまでも住み続けたいと感じてもらえることが、景観まちづくりの目的であり、成果指標を達成することが目的ではないことを示しております。

また、今回の改定では、写真を多く使い、吹田市をよく知らない事業者の方であっても、吹田の景観特性が伝わるよう工夫し、景観まちづくりに積極的に活用してもらうために、改定を行っております。

完成に向けて、いただいたご意見を参考に、わかりやすく伝わりやすい計画となるよう、これからも尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

久会長よろしく願いいたします。

6.質疑応答

○岡委員

景域の話ですけれども、37の景域、私これを見ても、地名、1個ずつ探さないとわからないんですけれども、これは地名に紐づいているものとして実施されるつもり、ということですね。もう一つのやり方としてよく似た土地履歴であるとか、よく似た建物が建っているところを、同じ色に塗る、用途地域みたいな形のやり方もあるかと思うのですがその議論はもう終わっているということでしょうか。

他市でやっていることだと、これまでの景観アドバイザーがアドバイスした内容を蓄積していったって、近くの敷地ではこんなアドバイスが出ましたっていうことを公表することによって、データを増やしていくような形で、全市こう行けばいいよねっていうふうに行っているところもあるのですが、仮想で、この地域に何か建つとしたら、こういうこと言いたいよねっていうことを今、一挙に作るっていうのはすごい大変じゃないかなとちょっと心配しているところです。

その議論をまず終わっているかどうかだけでも、教えてください。

○幡中主幹

今景域をサンプルで出させていただいてまして、今からそれをもっと詰めていく形にはなっています。

37ゾーニングは、今作っていただいて、そのチェックをこれからさせていただきます。

以上です。

○長町委員 今の岡委員のご意見と今のお答えに対して、私はとてもこの37の景域良いと思っています。

目標値がはっきりして、そこに事業者の方が来られたときに、1度で正しくなると思わずに、勇気を持って、方針を出されたらいいと思うんですね。

まちは変わっていくので、10年たったら見直す、その時に、また変えたらいいと思うんで。私、よくいろんなまちで気になっているのは、一般解にしてしまって、結局ここはこれに分類できますってやっていったって、結局何もできないってパターンに陥ることもあるので、大変だと思うので、いいと思います。

逆に言うと、大変っていうことは、例えば素案もできるだけ早くつくられて皆さんの意見が、載るように、時間的に頑張ってくださいのがいいんじゃないかと思います。

○岡委員 今のお話ですけど、私もその場所について書くということはとてもいいことだと思うのですが、ベースを作られる時に、まずはよく似た履歴とか、よく似た地域、まず作

られて、それからそこに地名を入れてというふうな段階的な手順でされる方が、やりやすいのではないかと思います。

同じ履歴で同じような場所に見えていても、そのあとの形成の仕方で違ってくるところもあります。

いつも、千里ニュータウンの中の住宅地は全部同じ地区計画ですって言われるのでそんなはずないでしょって、くっつかかっているところなんですけれども。

これ全部一緒になっていますよね。

そういうふうなことになってくると、それは避けなきゃいけないという、それ以上に細かくするのであればいいなあと思っているということです。

だけど、地形と歴史と土地利用のところまででも、相当な文面になると思うのでそれが、それに場所を紐づけると結構大変というふうに、伝えたところです。

○渡辺参事 先ほど、一般解のお話もいただいたんですけれども。

この 37 の景域を見つけ出すにあたって、資料 1-1 の 82 ページ 83 ページの星取表みたいなものがあるのですが、ちょっと見ていただけますか。

前回の審議会でもどうやって見つけていくの？というところについてご意見をいただいていた中で、私どもは地形、歴史、土地利用、都市活動・暮らし、という 4 つのレイヤーで、それぞれの特徴というものを星を取って確認をしていく中で、

これをジャンル別に分けることもできたと思うんです。今の類型別みたいな形で。

例えば集落系の景域って、ここと、ここと、ここ、みたいに分けることもできたかと思うんですけれども、

やっぱり一つ一つ確認していく中で、これも個別固有の景域であるっていうことが吹田としても見えてきましたので、大変だとわかりながら、事業者の方が選んだその土地についてピンポイントをお伝えするような計画となるように、現在、必死に取り組んでいるところでございまして、良いものになるようにまたご意見いただけたらなと思っており、次回はそのあたりも一つ一つお見せしていきたいと思っております。

○岡委員 千里ニュータウンの戸建、中高層も分けてもらってもいいんですけどね。

○渡辺参事 いただいたご意見を参考に、また検討を進めてまいります。

○久会長 ちょっと私からのアドバイスですけれども、37 ありますけれども、それぞれの特徴が 2 行、3 行でいけたら、これでかなりその柱がわかってくると思うんです。そこを見つける作業をまずやって、ここではこういう特徴あるよ、この所を注意してよというのを、まずポイントっていうか柱決めしといった方が早いと思うのです。ここにどういいうその柱を、ぶら下げていくか。

例えば、今日は南千里でやっていますが、南千里、それから北千里、つまりその千里ニュータウンの北側部分と南側部分の違いって何ですか？

と言われたときにどう答えるか。

この千里ニュータウンの計画のところわかっていると言えるのですが、

南側は、かなり大きく削ってしまって平たん地が多いんです。

北側部分っていうのはかなり昔の地形を残しながら開発しています。

特に青山台の辺りの地形なんかそういう形になっています。

その違いがあるんです。

大阪万博の会場を決める時に、もし今のあその土地が買収できなかった時、このあたりで万博ができるようになっていうことで、先行的に、造成しちゃってるんですね。

だから大阪万博で使えるような形での平たんな造成をやっているんですよ。

北側の部分は、落ち着いてから、もっとその地形を残そうという形で大阪府の計画で決められているっていう経緯があるんです。

そんな経緯知らなくても、歩いてもらって、何が違うんだろうか、地形の残し方違うよねっていうのが見つければ、そこが書けちゃうんです。

だからそこが他の地域でもあるはずなので、そういうものを、しっかりと見つけていただいて、メンバーは私も含めて、アドバイスもできると思いますので、そこを一緒に見つけていく作業を繰り返していきましょう。

○長町委員 今のお話で、特に私が思いますのが、今回のやり方ですと、若い方たちが入って、新しいまちづくりを挑戦しているような海外とか、面的にそのことを意識できると思うのです。

従来型の景観の議論だとそういうことが無しで、歴史性とか土地利用とかの話になっちゃって、人の営みがレイヤーにかかりにくかったんですけど、このやり方だとそれにもかかってくるので、とってもいいんじゃないかなと思います。

おそらく意識されてるんだと思いますけども。

○中村委員 本当にその通りで、内容をつらつら見ていて感じることで、この基本方針の中に書かれていることは、例えば緑のことって、1番も2番も3番も同じような文言が出てくるし、そういう保全整備を進める中にもやっぱり人の活動を引き出していくような表現というのが欲しいなと思います。

で、その基本目標と基本方針とそれから景域別のまちづくり方針のこの階層がまだこの言葉の中で、どうも上下が、左右もそうですし、整理して記載されてないなって感じております。それぞれのまちづくり方針の中では、次にはデザインのガイドラインが出てくるので、そこではデザインのコンセプトになるような表現をしないといけないと思うので、例えば

この内本町の 34 ページを見ると、具体的な神崎川とか、亀岡街道の、どうのっていう話もありますけど、その下の方行くと、心地よく暮らせる住宅環境で今度はもっと上位の話でどこでも書けるよとか、こういう読み込みをさっきは、おっしゃられたように、やっぱりその特徴をとらえてその特徴を表現していくためのデザインのコンセプトは何かっていうことを、次のデザインのガイドラインを作っていく時の、コンセプトになるような、そういう文言の階層というのをきちんと整理しないとイケないのかなというふうに思います。

○島本委員 私町案内人をやっておりまして、一昨日も浜屋敷で話してきたんですけども。

やはり吹田は、発展したのは 794 年ぐらいにあると思うんです。

桓武天皇が長岡京を開発して、その時に神崎川と淀川を繋いだ、というところにあるのは皆さんも同意していただいたんですけども。

この景観という問題、よく考えてみますと、これトップダウンでいくんかなと。ボトムアップでいくんかなと。

その辺の調和が非常に難しいと思うんですよ。

吹田には幸い 40 の地区公民館があるんですよ。

それで、その地区の起点はやはり、地区公民館の方々やと思いますんで、その辺の意見も公民館館長会議みたいなのが、あるんかないんかわかりませんが。

吹田の景観についてはそういった方を考えとるんやと。

そういうことを地元の人にも知らしながら、上からもいく、下からもいくと。

トップダウンとボトムアップ、これもすごい大切じゃないかなというふうにちょっと思っております。

○上甫木副会長 あの、83 ページのところに 37 番目、一般市街地という景域があると思うのですが、これは一体何だろうと。要するに 36 番までの、特徴的なところは、丸ができるんだけど、やっぱりそのきっちりと分かれな。ということだと思うんです。

逆に綺麗に分かれると何か変な話になるんで。

ただ、一方で、地域のある場所の計画をどうするかというふうに考えたときに、36 番に入ったらということで、そこをどうするかっていう形は、少し考えとかないといけないと思うんですけど。

4 つの視点で、今景域をやっていて、その一般市街地とか言われるところっていうのは、ひょっとしたら、どっかのその視点が前に滲み出してくるような、一つの景域じゃないけどもその周辺は、あそこの中のその活動が滲みだしている。

或いは、地形的な特性として、やっぱり一体に考える。

きっちり景域の見えるところと、滲みだしのエリアみたいなところの捉え方なんかを考える必要がある。

○渡辺参事 先ほどの37番目の一般市街地ですけれども、こちらに関しましてはそれぞれ特徴的な景観の共通の要素を持っているだろうという地域を探していた時に、どうしても穴抜けになっていって余白みたい残ってしまう場所っていうのが出てきます。そこをどこかの景域を広げて埋めていこうということを無理には私たちはしようとしてませんで、かといってそこを無視した行政計画っていうのは違うというところで、逆に言うと、一般市街地ということで、白地で残ったところに、大規模土地利用転換がある場合にその近くにある景域の特徴をじゃあそこを少しとらえて滲み出していただくような開発をしていただく必要があるんじゃないかとか。

そういった可能性が非常に高い場所というふうに考えていますので、景観まちづくりについてすごく慎重に行うべき場所だと考えているんですね。

なのでここに入ったからといって特徴がないというわけではなくって、その土地を転換する時に私たちの行政の指導っていうのが一番慎重に行う必要がある場所というふうに、考えておりますので、ここに関しては少し詰めて参りたいと思います。

○上甫木副会長 そういう意味では例えば地形の特性のところも、丘陵地とか、平野部とか、捉え方なんですけれども、もう一つは、包み込むような流域という考え方とか、或いは谷筋とか尾根筋とか、それでやっぱりこう繋がりが出てきますよね。

そういう概念も、少し入れて、とらえておくと、今おっしゃった、要するに出てるところの方向性をどう考えてるというところではございます。

地形だけなんで他の要素も同様です。

○久会長

今、塊としての景域が多いですね。

ひょっとすると、道路沿いとか線形の景域もあるのではないかというふうに思いました。

具体的に言うと、私摂津市の千里丘出身なので、吹田市の千里丘を見てみると、一番の大きな固まりっていうのはおそらく新芦屋を中心とした閑静な住宅街。

っていうのが一つの景域ですね。

ところがそれから南から降りてきて産業道路沿いに来ると、全く風景変わってきますよね。それを、新芦屋の景域の中に入れられるかどうか。

一般市街地に、残してしまうのかどうか。

ということを考えたときに、こういう産業道路なら産業道路沿いの特徴的な景観の繋がっているのがあって、それを沿道沿いのまちなみにしちゃうのか、或いは景域という感覚でやっちゃうのか。

ちょっとその辺りまたいろいろ検討していただければというふうに思います。

○渡辺参事 すみません、先ほどの 80 ページ 81 ページの星取表の方にちょっと戻っていたく形になるんですけれども、土地利用の中で幹線道路沿いの商業地みたいなものが書かれている横表があると思うんです。私ども土地利用に関しては、用途地域をメインに、物を考えるっていうことを作業していくと、どうしてもその沿道で用途をはってるところってというのは線状の景域を出しているというふうに考えておりまして、例えばですけれども、15 番の御堂筋沿線とかですね、そういったような沿道の景観というものもそれも一つの長い塊として景域というものを考えていきたいなと思っております。

ただこれがちょっと個別固有の沿道それぞれに特徴があるのかってところの議論がこれからでして、沿道という何か種類になってしまうんじゃないかなというような予測は今、少しあるんですけれども、高架と高架じゃないとかはあるんですけれど、この道路とこの道路で、何違うってというのがちょっと今なかなか見つけられないところにあるんですけれども。その辺りまたご意見を引き続きいただけたらと思っております。

○久会長 例えばですけど、豊中岸部線、どこ通っているかというのと、丘陵部と、平野部のちょうど境目通っているわけですね。

そこはそれが特徴って話ですわ。

北向けば、斜面緑地が見える、南側に市街地が広がっている。

こういう景観の特徴をどう活かしてもらえるのか、ってのが、多分この中に豊中岸部線の沿道の景観ですね。そういう形でそれぞれの特徴を、浮き彫りをしていただくと、多分、分けられるか分けられないのかっていうのも見えてくるんじゃないかなと思います。

○長谷川委員 私の方からもちょっと事業者目線でお話させていただきたいと思います。景域に分けていただいているのが、すごく事業者として見るとわかりやすくなってくると思いますので、これはもう私は大賛成です。

ただ先生おっしゃるように、すごく大変な作業になると思いますので、そのあたり、半分ずつとか 3 分の 1 ずつとかでも、こういう場でご議論できればいいのかな、と思います。

あと、久先生のご意見の 34 ページを、2、3 行で、というのはすごくわかりやすくて、いいなと思います。

例えば、景観特性の二つ目に、板塀とか漆喰塀とかっていう表現があるんですけど、これはもうすごく具体的でわかりやすい、感じやすい、誰でもイメージできることで。一番下の行のところの色彩を周辺と調和とか、風土に合った素材っていうと、大分ばくっとしてくるんで、その辺りをうまく絞っていくってことの方が、より、長町先生がおっしゃられたように勇気のいることだと思いますが、事業者としてはわかりやすく、事業者として、こうじゃないんじゃないですかっていう意見を言いやすい。それはそう言うためのものじゃなくて。同意するためのものなんですけど。

あと 1 点すいません、すごく細かいこと申し訳ないけど、14 ページ、15 ページの歴史のと

ころの地図もすごくわかりやすくいいなと思うんですけど。

もしよろしければこれに、各時代の緑を入れては。やっぱり開発って緑をなくしていく行為だと、我々も感じながらやっているところありますので。

そこに緑がはいっていると、こんなになんてきたんやっていうのがわかるようにも思います。

参考意見として、以上です。

○久会長

今の白の抜いてる部分を、緑にしていってという作業があるんですかね。

ベースの色を変えていくんだろうと思います。

○長町委員 今のお話で、眺望景観っていう項目はないじゃないですか今。

緑を絶対キープしたい場所、今の話からいくと緑がだんだんなくなって、見えている緑をこれ以上失わないとか、そのためにできることって、そこは住んでないから緑があるんだよみたいな概念なので、さっきの星取表マップでいくと、人が介在してない景観が入ってないと思うんですね。

これはどうされるご予定かしらっていう緑は重要だと思うんですね。

○幡中主幹 地形のところで、ここは潤いの部分で、大きな公園であったり緑地であったり、そういうものはここに出てきます。

あと、土地利用としての、人工的に作られた公園。

この二段階では、一応この星取り表を使って、書いてはおります。

見せ方っていうのは、またこれからちょっと検討していきますけれども、緑ってのも当然景観として、大事な要素として入ってまいります。

○長町委員 実際景観指導されている、例えば街路樹のこの歴史的街路樹の景観が大事だよとか、されてるじゃないですか。それをどう入ってくる感じですか。

自然の山景観をつぶさないみたいな話をちゃんと推進するためっていう意味もあれば、街路樹景観を、例えば既存の民間事業者が大規模開発で入ってきたときに、ちゃんと踏襲してやってもらうように誘導するために聞いとかなないといけないわけですね。

それがどうキープされるかっていう感じはどんな感じですかね。

○渡辺参事 景観まちづくり計画の中ではこちらの方の土地利用の中で、18 ページのところに公園緑地っていうところで緑が唯一ここで出てくるんです。

なぜここで出てくるか、地形じゃないの？地勢じゃないの？っていうところ思われると思うんですけども、本市の緑の分布をちょっと今回しっかりと見直してみたいんです。

そうしますと、大規模な万博始め、大きな公園とかですね、あと千里緑地とかですね、あとアメニティ江坂さんとか民間事業者さんが広大な緑を自身で保有されていたりとかするんですけれども、そういった緑が市内に数多く分布しているっていうところがわかったんです。

結果的に人が介在しない山のような緑っていうのが本市にはなくてですね。

あの全市街化区域なんですけど、他の行政の中でそういった山というところを景観として重要視してるっていうのは私たち認識する中で本市の特性を見ると、こういった分類になったっていうところが一つと。

あと、緑を守っていかなければいけないっていう考え方に関しては、景観まちづくりの中でももちろん緑を守るっていう方針はあるんですけれども、あわせて、みどりの基本計画といったような本市の別の行政計画においても目標値なんかも掲げてますので、そちらとちょっと足並みをそろえて、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○久会長 先ほどね、長町委員のお話をちょっと別バージョンで見れば、例えば片山を遠くから見た時の丘陵の緑っていうのを大切にわかって欲しいな。

だから、その手前にマンション開発は思考を変えていただきたいとか。

という話になっちゃうんですけど、片山地区の中に入ってしまうと、それ見えませんよね。だから、これ分析するときも、地区のことばかり考えて地区の特徴を考えるんじゃなくて、緑の見えっていうのはもう少しひかないとわからないところがあるので、そこも、その地区に、計画をするときは、ちょっと引いた目で、見といてねっていうお願いをしといて欲しいな。ということだと思っております。

○岡委員 追い打ちをかけるような発言なんですけど、私は日生グラウンドがなくなったのがものすごいショックだったんですね。

その前の総合計画で緑の塊として書いてあったのが、次の計画ではやめましたみたいな感じで、あっさり止められてしまって、あの緑どっからでもすごくよく見えていた緑で、あれを阻止する方法がなんにもなかったっていう、それでこの計画も、人の動いているところについては、いろいろ書いてあるんだけど、グラウンドとか、例えば関西大学もそうなんですけれども、ああいうふうな緑。私今さっきからグーグルで見ていたんですけど、グーグルで見たときの緑とやっぱりこの公園があるとかいう緑とちょっと違いますよね。

神社の前にも緑があるとか。

そういうふうな緑を守る方法ってないのかなって、これ景観から守らないと、ここは開発駄目ですとかいうふうな言い方をするのもなかなか難しいので、この緑を守りたいというふうなことを市がちゃんといえるようなことって何とかならないのかなって。

もう、なんか、丘陵の斜面地の緑を今回やめましたっていう言葉に私はすごくショックを受

けていて、とうとうやっぱりそこまで来たのかって、丘陵で斜面地だから緑が残るっていうことがなくなってしまった吹田市、というふうに思って、まさにそういうところにあったのですね、緑も、そういうことを感じたんですけどこれ、そういうのも守れるような計画にする方法はないでしょうか。

○高原委員

僕自身は作り手として、この景観まちづくり計画を、ある場所でデザイン提案を行うとすれば、どうやって読み取るんだろうという視点から見てみました。この様に地域を細かく分けていただいて、先ほど長谷川さんも言うておられた様に作り手から言うと非常に地域性がわかりやすく良い計画だなと思いました。ただちょっと3点気になるところがあります。

一つは、ここに書かれてあることは、デザインを組み立てていく上での参考にはなるのですが、吹田市内だけの相対的な区分に偏らないほうがいいのかあということです。37の景域区分で、ここは住宅になって欲しいですよ、商業地になって欲しいですよ、っていう事が吹田市の中だけでの特徴にならないほうがいいのかも。もう少し大きく見てもいいのかなという気はしました。

2点目は、例えば、よそ者と言ったらおかしいですが、私も海外の事務所に居て大阪のデザインに関わっていたのですが、そういう外からの視点を受入れる余裕みたいな事が、あれば良いと思います。今後、これはどう運用するかによるのでしょうか、地元の考えとしては、今後こうですが、外から見たらこうあってもいいじゃないかっていうような、よそ者の意見を受け入れる余白みたいなものがあればいいかな。

最後に、同じようなことですが、どうしても今の現状分析に近いようなところが見受けられるので、未来がこうあって欲しいですよ、みたいな事も書いていくつか挙げれば、非常にこの計画での景域という視点からの区分はより良いものになるのでは、という感想です。

○久会長

先ほど中村委員がご指摘をいただいた内容ともかぶってくると思うんですけども、例えば34ページのところの景観まちづくり方針、どうしても方針が欲しくなるんですけど。こういう抽象的な方針はいりますか？っていう話ですよ。

ということかという、ここを大切にしてほしい、こういう見え方を大切にしたい、というものを具体的に示して、それをどう処理をされるのかっていうのは、先ほどからおっしゃったように、デザイナーの方がそれを読み取ってどう活かすかっていう余地を残していくほうがいいんじゃないかなという考え方もあると思うんですね。

だから吹田市、或いは吹田市民として、それは景域の中のこういう眺め、こういう景観を大切にしたいという意志表示だけをこうして行って、それをどう活かすかっていうのはもうデザイナーの方と打ち合わせをしながら考えていく。

その考え方もあるんじゃないかな、って思いましたんで、ちょっとここらあたりの書きぶりとかまとめ方の工夫も、あるんじゃないかなと思います。

○渡辺参事 すいません。ご意見をいただく中で、ちょっと景域のそれぞれに集中をし過ぎたといいますか、先ほど相対的なものにならないようにというところと、そもそも吹田として緑を大切にしているっていうところに関しても、潤いのある、緑を守るとか書いていますけど、ちょっと何か、さっさと行ってしまった感じがありますので、景観の視点からも、本市の緑を大切に守っていけるようなフレーズっていうのを、さらに強化できるように検討を進めていきます。貴重なご意見ありがとうございます。

○若本委員 使っている図表なんですけど、例えば 15 ページの平成から現在は全部オレンジに塗られているとか、

こういうのはちょっとやっぱり吹田市の思いとは違うんじゃないのかなという気はしますんで、緑がどこにあるかを示したほうがいいとかっていうご意見もありましたんで、ちょっとそういうことを、気にしながら、色塗りもして欲しいなと思います。

多分これ、単に市街化区域に全部入ったから真っ赤っ赤ですっていうようなつもりで塗られているんじゃないのかなと思ったんですけど。

実際には残さなきゃいけない緑だとか、いっぱいあるはずなんで、そういう思いが図面にあんまり入ってないなっていうのが、思います。

あと 25 ページもそうですよね、景域とか、これ多分重要な緑とかも塗られているのかなと思うんですけども。

アドバイザーやってて、よく出るのは垂水神社の斜面ですよね。

あれどないすんねんっていう時に、いつもやっているのは、まちづくり計画見せてここに書いてあるやろうと。

この思いを汲み取ってくれよっていう使い方をこれはするんで。

ぜひちょっと慎重にこれは作って欲しいなと思います。

パッと見てですね、吹田市民病院がまだ移転していなかったりとかですね、そういうのもあるんで。図面をぜひ、思いを伝えるツールとして、しっかり作り込んで欲しいなと思います。

○久会長

そういう意味ではあれですね、15 ページ、改めて拝見をして、千里万博公園が赤に塗られているというのは、これ他の赤と全然意味違うぞっていうことですね。
それが一番典型例であると思います。

○谷田委員 景域の話で、あまり他でもやってないんで、非常にいい分析だと思います。
と言いながら、やはり 86 ページの、これをどうやって具体化するか、仕組み・ルールづくりというところが、先ほどの緑の話もそうなんですけども、どうやって具体化、仕組みづくりをするのか、非常に難しいところですので、もう少し検討がいるのかなと思います。

○上甫木副会長 これ言おうかどうしようかって悩んでいたんですけど。

例えばこの丘陵地の 12 ページの地形図ありますよね。

これ、今の現状ですか。

いやいや何が言いたいかというと、ずっと先ほどから緑が大切だとか、神社があって斜面に緑も残っているよとか、そういったような、その地形と、土地利用とか、活動とか、今の現状として残り続けているところというのは、すごいやっぱり意味が、あるところなんですよね。

ですから、もし可能であれば、その地形状況っていうのは、かなりいらわれているんですけども、それでもやっぱり、なお残っているところ。

常態的な形で残っているのか、或いは神社があって残っているのか。

何かしらのやっぱり意味があって、ちゃんと残っている。

だからその辺りを汲み取っていただければありがたいなと。その中でも大分前にですね、千里ニュータウンの造成についてまた評価をやった論文があって、そしたら、見事に集水域は変えてないんですよ。

要するに、比較的造成しているんだけど、流域界は、守ってると。

ほんで要するに守った所にしっかりと、公園緑地として担保したりしているんで、そういうところはある。

今さら更につくっていくじゃなくて、やっぱり先人がかなり大事に守ってきたところ、そういうところをしっかりと、こちらサイドでエイヤーと拾って行って、それを景域の中に位置付けて、これは目標としてちゃんと大事にしてくださいよという、ことは今回言うべきなのかなと。でも景域っていうのは、基本的にはその目標像を共有化しましょうということだと思うんで。今それ保持までいくか、これからの議論かと思います。

○久会長

先ほど上甫木先生おっしゃったようなことを事務局でもしっかり読み取ってくださいねっ

という事だと思うんですね。景域という言葉はですね、おそらく建築とか土木では今まであんまり使われてこなかった言葉だと思うんですけど、地理学とか緑地計画ではもう古くから、当たり前の言葉なんですね。

だからその分野や領域が違くと、やっぱ物の見方が違うぞというのがこの景域という言葉使いにも表れているので、もう少しそのあたりの、地形とか、いろいろ分布とかっていうところを見ていけば、景域という言葉使いつてのはね、おのずとその意味も見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとそのあたりを大切にしながら、また、詳細の書きぶりも考えていただけたらと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっとかなりいろいろ皆さん、おっしゃっていただきましたので、プレッシャーは感じておられるかもしれませんが、逆に言うと期待をしているということでございますので、頑張っていただければと思います。

はい。それじゃあここです、ちょっと一旦休憩をとらせていただいて換気の時間にさせていただきますと思います。

7.案件説明

第4回吹田市景観まちづくり賞について（報告）

○久会長 それでは時間になりましたので再開をさせていただけたらと思います。

それでは続きまして景観まちづくり賞について、まずは事務局の説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○郷原主任 景観まちづくり賞についてご説明させていただきます。

事前配布しております資料2-1、景観まちづくり賞のチラシ及び応募用紙、また、資料2-2、第4回吹田市景観まちづくり賞選考フローを、お手元にご準備いただければと思います。

まず、景観まちづくり賞の概要についてご説明させていただきます。

資料2-1、もしくは、前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

現在、吹田市では、景観まちづくりに寄与する優れた事例を表彰することにより、景観まちづくりに対する意識の高揚と景観の質の向上を図ることを目的として、吹田市景観まちづくり賞の表彰事業を実施しており、推薦作品の募集期間中であります。

今年度開催で第4回目となりまして、過去、平成12年、平成14年、平成21年の3回行われております。

今回、約12年ぶりの実施となっております。

次に、現在募集している部門をご説明いたします。

現在募集しております部門は 5 部門ありまして、建築物部門、屋外広告物部門、敷設部門、まちなみ部門、活動部門の 5 つの部門で作品の募集を行っております。

次に、表彰される対象者をご説明いたします。

表彰者は、推薦された作品のその所有者、設計者、施工者、その他関係者。

また、活動を行う個人、団体となっております。

表彰者には、表彰状及び盾を授与する予定です。

次に、現在推薦作品の募集期間中でして、6 月 21 日月曜日から 8 月 20 日金曜日まで、約 2 ヶ月間の間、作品を募集しております。

自薦他薦問わず、また、市内在住、在勤などの制限も設けておりません。

応募方法は電子メール、郵送、都市計画室の窓口へ持参、その他に電子申込システムでの応募も可能となっております。

この景観まちづくり賞の周知方法といたしまして、都市計画室のホームページや市報さいた、また、フェイスブックやインスタグラムなどの SNS 媒体も活用しております。

お配りしております資料 2-1 のチラシ、ポスターにつきましては、市内各施設へ掲示させていただいております。また、商工会議所や江坂企業協議会、大阪屋外広告美術協働組合の各種団体様並びに建築士会の皆様にもご協力頂いているところでございます。

次に、選考フローについて、ご説明させていただきます。

資料 2-2、第 4 回吹田市景観まちづくり賞選考フロー、もしくは、同じものを前方スクリーンに映し出しますので、前方スクリーンをご覧ください。

8 月 20 日の募集期間が終了いたしましたら、まず事務局の方で、事前の準備を進めて参ります。

法令等遵守されているものかどうかなど、事務局にてチェックを行い、それらふりいにかかれたものが選考対象となります。

選考対象となるものは、カルテ化し、一次選考者は、そのカルテを見て、書類選考を行います。

なお、一次選考者は、吹田市景観アドバイザー 3 名の先生方、及び 25 名の市内の課長級職員で構成される景観専門部会の委員の方々に携わっていただきます。

なお、物件の詳細に示したカルテですが、前方スクリーンに映しておりますこちらは、第 3 回の景観まちづくり賞で作成したカルテになります。

カルテには、受付番号、推薦のあった作品の写真、所在地、推薦の理由。

また、最終選考に使用するカルテには、一次選考で選ばれた理由などを記載し、周辺の状況や色彩計画、維持管理など現在の様子を記載する予定です。

なお、受付番号につきましては部門ごとにアルファベットで分類分けをする予定です。

建築物部門は A、屋外広告物部門は O、敷設部門は S、まちなみ部門は M、活動部門は KA として区分しております。

今回のカルテにつきましては、構成は多少変える予定ですが、記載内容については、

概ね同様の内容で検討しております。

写真の枚数などはもう少し増やした形で整えていく予定です。

選考フローに戻ります。

これら物件のカルテを見て審査し、選考部会を10月上旬ごろ開催する予定です。

そこで、最終選考へ推薦する20作品を選考していきたいと考えております。

景観まちづくり審議会の委員の皆様には、最終選考に携わっていただきたいと考えておりまして、最終選考の流れとしましては、10月中旬ごろ、一次選考で選ばれた20作品のカルテを事前に委員の皆様を送付いたします。

必要に応じて、現地確認、または現地の雰囲気がわかるような動画の作成も考えておりまして、それらを確認していただいた上で、次回、11月頃に予定しております、景観まちづくり審議会にて、表彰する作品を10作品程度決定していただきたいと考えております。

それら最終選考で選ばれた作品をお手元の資料の裏面に続きますけれども、市長に報告するという流れとなります。

市長に報告後、準備が整いましたら、受賞作品の発表を市のホームページ等で行い、翌年、令和4年2月11日、祝日になりますけれども、メイシアターにて表彰式を行う予定です。

続いて、選考方法をご説明させていただきます。

前方スクリーンをご覧ください。

先ほどの選考フローでご説明しましたとおり、審議会の委員の皆様には、最終選考に携わっていただきます。

その際の選考方法をご説明いたします。

まず、委員の皆様は、10月下旬頃、一次選考で選ばれた20作品程度のカルテ及び最終選考表を送付いたします。

現地視察、もしくは動画視聴などにより、現地を確認していただき、1作品5点満点で点数評価していただきます。

最終選考表に、評価点と評価理由を記入し、事務局へ提出したのち、一旦事務局の方で集計をさせていただきます。

集計の結果、上位から順に並べたものを、11月の審議会にてお示しいたしますので、それをもとに表彰する作品を、10作品程度決定していただきます。

なお、評価点数の合計60%未満のものは、基本的に選考から除外いたします。

また、委員の皆様の中には、選考作品に関係している場合も考えられるため、その場合は、公平性を保つためにも選考を辞退していただき、その代わり、他委員の評価平均点を加算した上で集計いたします。

また、今回の景観まちづくり賞では、市が所有する建築物等についても、応募対象としており、公平に選考したいと考えております。

一次選考では、最終選考に上げる作品を20作品程度、選考するとご説明しましたが、それらは市の所有する建築物等除いて20作品と考えております。

実際上位 20 作品の中に市の建築物等が入ってきましたら、その数の分、例えばですけれども、20 位の中に、10 位と 14 位に、市の所有が 2 件、入ったとしたら、その下、21 位 22 位が繰り上がって、最終選考の方に繰り上がるというふうな形で考えておりますので、実際ちょっと 20 作品より、選考していく数は多くなると考えていますので、ご了承ください。

また最終選考の時に、市の建築物等を選ぶ際には、1 作品程度表彰するというふうな形で、皆様からのご意見いただきましたら、10 作品のものはまた別枠でピックアップし、公表したいと考えております。

なお市の所有の物に関しましては、表彰状や盾などの授与はいたしません。

最後に、各部門の選考基準についてご説明させていただきます。

先ほど使用しました、資料 2-1、景観まちづくり賞のチラシですね、こちらの裏面の方に選考基準の表を載せさせていただいておりますので、こちらの方ご覧いただければと思います。

前方スクリーンにも同じものを写しますので、そちらもご覧ください。

建築物部門、屋外広告物部門については、そのもの自体のデザイン性の評価、また周辺のまちなみとの調和。

さらに、新たな価値を見出しリードしているものといった選考基準に加え、維持管理がきちんとなされているもの、歴史性を感じさせるもの。

屋外広告物については、独自の創意工夫により、景観に配慮されているものなどを選考基準としております。

敷地部門についても、デザイン性、調和、維持管理を挙げておりまして、既存樹木の活用について一つ選考基準として入れております。

まちなみ部門につきましては、まち全体として緑化がすばらしく、良好な景観を形成しているもの、周辺との調和や維持管理、歴史性などを基準としています。

活動部門については、景観に対する意識の向上に寄与するもの。

活動自体が継続的で、景観まちづくりに繋がっているもの、にぎわいを創出している活動のものといった選考基準としています。

この選考基準に沿って審査をしていただくようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが景観まちづくり賞について説明を終わります。

久会長よろしく願いいたします。

8.質疑応答

○中村委員 簡単な質問ですけど。

カルテっていうのは、市の方で作られるのか

応募者は、応募用紙を出すだけですか？

○郷原主任 カルテにつきましては、こちらの方で作成いたしまして、応募をされる方は、そのチラシに添付されています応募用紙の内容を記載していただきまして、写真の方も合わせて提出していただく形になるんですけれども、そちらの方を提出していただくっていう形での応募になっております。

○松田委員 募集期間が6月20日からとなっております、
今現状でどれほど集まっていますか。ちょっと私の担当の屋外広告物部門の方ではゼロって聞いているんで。

○郷原主任 現在の応募総数ですけれども、5部門全部合わせてたゞいまの所10件ということにして、屋外広告物部門に関しましては今1件出てきております。
まだまだたくさん応募お持ちしておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○岡委員 市の所有する建物も入れられたということなのに、賞を取っても表彰しないっておっしゃったんですけれども、市の建物に関してはアドバイザー会議はかかってないんですか。

○郷原主任 市の所有の物に関してもアドバイザー会議はかかっております。

○岡委員 指導して作っておられるんですよね。
せっかく設計者もいるわけですから、表彰してあげてもいいのではないかしらと思って。
市民の方が好きって言って出してこられたら、表彰されたらいいと思いますけど。

○渡辺参事 表彰はしないというふうに申し上げたんですけれども、表彰状の授与とか盾を渡さないという意味でして、きちっと公表いたします。

○岡委員 表彰状渡してあげたらいいと思います。
表彰の対象者は設計者ですよ。市長には渡さなくてもいいですけど、設計者に。

○渡辺参事 そうですね。対象の設計者に対して何らか表彰状だけでも渡そうじゃないかという話も、今ちょっと中ではしておりますので。はい。ありがとうございます。

○久会長 施主と設計者だけですか。
大阪都市景観賞なんかは施工者も、表彰されますけど。

○郷原主任 はい。施工者も、表彰の対象者として扱っております。

○高原委員 作品が集まらないときは延期するんですか。
あんまり時間がないですけれども。

○郷原主任 募集期間の延期というところは今のところ考えておりません。

○高原委員 そうですね。広報をちょっと頑張ってもらわないと。

○久会長

また、それぞれの業界さんも、手を尽くして、広報活動していただければというふうに思います。

○渡辺参事 1点ちょっと事務局からですけれども、景観まちづくり賞の最終選考についてなんですが、これまで長い間審議会の委員及び会長を務めていただいていた名誉教授の鳴海先生にも、参加をしていただきたいなと私ども考えておるんですけれども、審議会の委員の皆様いかがでしょうか。

○全委員

異議なし

○渡辺参事 ご本人の承諾をいただいている状況ではないんですけれども、景観まちづくり条例の第33条4項というのがございまして、審議会は必要と認めるときは、その他関係者の意見を聞くことができるというような記載があるんですね。
ですので、本日お諮りして賛意をいただきましたのでこちらの条文に従って、鳴海先生の依頼の方はこちらからかけさせていただきたいと思います。

○久会長 異論がないということであれば、鳴海先生に声をかけていただければと思います。

8月20日もう少しございますので、頑張ってくださいと思います。
それでは続きまして、屋外広告物ガイドラインにつきましてまずは事務局から説明よろしくをお願いします。

9.案件説明

屋外広告物ガイドラインについて（報告）

都市計画室の大西です。

それでは屋外広告物ガイドラインについてご説明させていただきます。

本日ご説明させていただきます内容は、これまでの経過、スケジュール、屋外広告物ガイドライン素案の内容となっております。

まず、ガイドラインの内容に入る前に、これまでの経過について説明させていただきます。令和2年4月1日の中核市移行に伴い、大阪府から権限委譲され、吹田市屋外広告物条例を施行し、運用しております。

ガイドラインについては、吹田市景観まちづくり計画に基づく、吹田市屋外広告物景観形成ガイドラインで運用を行っていましたが、より細やかな誘導・活用を行うため、吹田市屋外広告物ガイドラインの策定を行います。

お手元にお配りしております、資料3-2が、現在運用を行っている吹田市屋外広告物景観形成ガイドラインです。

現状のガイドラインでは、内容がA4一枚で文字だけであり、イメージが伝わりづらくなっております。

こちらが裏面です。

続いてスケジュールについて説明させていただきます。

前回の令和3年3月の審議会にて、形状と課題ガイドラインの方針と構成についてご報告させていただきました。

11月頃を予定しております、当審議会において最終報告をさせていただき、その後パブリックコメントを行い、2月ごろに予定しております、当審議会でご報告させていただき、3月ごろに印刷を予定しております。

本日は前回の審議会でのご意見を踏まえて作成しました屋外広告物ガイドライン素案についてご報告させていただきます。

それでは屋外広告物ガイドラインについて進めさせていただきます。

資料3-1、屋外広告物ガイドライン素案を表紙から2枚めくっていただき、目次をご覧ください。構成から説明させていただきます。

全体は、大きく5章と参考資料で構成されています。

第1章に基本事項、第2章と第3章が、市内全域の共通の配慮事項、第4章と第5章が、場所別の配慮事項、巻末に参考資料として、デザインの基礎知識などを記載します。

参考資料については作成中です。

2ページからの第1章では、本ガイドラインの目的や使い方、本ガイドラインで対象とする屋外広告物について解説しています。

3ページをご覧ください。こちらにはガイドラインの役割と位置付けについて示しており、

条例は規制であり、ガイドラインは誘導であることを記載しております。

4 ページには、公共空間に屋外広告物を掲出することについての留意する事項について説明しています。

屋外広告物は、新聞や雑誌等の他の広告媒体とは異なり、公共性を有するものです。

公衆への危害防止、適切な情報伝達機能の保持、信号機や道路案内標識との共存のほか良好な景観形成を図ることが必要です。

1 枚めくっていただきまして、5 ページには、屋外広告物に関わる相互の関係を示しております。

行政は屋外広告物を規制対象ととらえますが、事業者や広告主にとっては重要な P R ツールとなります。

事業者や広告主、行政に対して、バランスのとれた屋外広告物が良好な景観の創出に繋がるとした考えを示しております。

6 ページには、ガイドラインで対象となる屋外広告物について記載しています。

条例の対象とならない規模の小さな広告物や窓ガラスの内側に設置された広告物を含めたすべての広告物が対象となります。

7 ページには、ガイドラインの使い方を示しております。

許可申請の前の、事前協議の中で本ガイドラインを使用して協議を行います。

8 ページから、第 2 章、共通の配慮事項となります。

第 2 章では、吹田市景観まちづくり計画を推進するための、景観形成基準に定める景観誘導基準について、配慮のポイント、改善イメージや、良好な事例を紹介しています。

良好な事例については、市内及び市外の写真を使用して説明しています。

14 ページでは夜間の照明について、16 ページには、維持管理について説明しており、適宜ポイントとして、根拠となる資料や数値等を用いて、読み物としても読みやすいものにしております。

17 ページからは、第 3 章種類別の配慮事項となります。

第 3 章では、屋外広告物の種類別に配慮のポイント、改善イメージや、良好な事例を紹介しています。

21 ページには、窓面の広告物を記載しており、屋内から掲出する広告物については、屋外広告物の定義には当てはまりませんが、屋外広告物と同様に、建築物のデザインを損なわないように配慮し、閉鎖感や圧迫感を与えないよう誘導しております。

25 ページには、新たな広告物への対応として、デジタルサイネージ等の表示可変式の広告物について記載しています。

26 ページから、第 4 章まちなみ別の配慮事項となります。

26 ページのまちなみ別区分をご覧ください。

土地利用の特性に応じた区分として、1 住宅地区、2 工業地区、3 商業地区の、大きく三つに分けており、1 住宅地区については、さらに低層住宅が建ち並ぶ地区と、商業施設や中

高層住宅等の様々な用途の建物が建ち並ぶ中高層住宅地と分けています。

商業地区についても、駅前周辺と商店街と吹田市の特色の一つである近隣センター、幹線道路沿いに分けており、商業地の中でも、まちなみが異なるため四つに分けています。

土地利用区分に上乗せする形で、地域の特性に応じた配慮事項として、4 幹線道路沿道地区、5 歴史的地区、6 文化学術地区、7 緑・水辺地区と分けて記載しています。

これらは景観まちづくり計画の景域の元となる景観特性に基づき分類しております。

特定地区の配慮事項については、まちなみ別の配慮事項とは別に、地域を指定してより細かな事項を記載しています。

一つに、条例に規定している広告景観特定地区である、8 万博公園周辺地区を記載しており、高層部による広告物で万博への景観が阻害されないよう、低層部のにぎわいを創出するよう誘導をしております。

以上で屋外広告物ガイドライン策定についての説明を終わります。

久会長よろしく申し上げます。

10.質疑応答

○松田委員 屋外広告組合の松田です。

私は業界でやっぱりメリハリつけて地区ごとによってですね、規制と緩和を訴えかけておりまして商業地域におきましては、規制を緩和させていただいて、住宅地域だったり歴史的なところにやっぱりもう規制をかけていただいて、というスタンスでやっております。

どうしても私ら業界は、やっぱり皆様から、規制を受ける側でありましてですね、それに抗うためにおるんだなということを考えるんですが、ただこのガイドラインよくできておりまして非常に私らの言葉で、入れていただいております。

私ら業界が取り組んでいることがございまして、16 ページになりましてですね、景観もさることながら、屋外広告物って一番ちゃんと立てなあかんのが、安全であると、人の上に物が落ちたら一番駄目なことで、これは景観を良くするためにデザイン性重視もさることながらやっぱり、物自身の安全を一番にすることが念頭に置かれてましてですね、業界でも今までは、取り付けたらもうそのまま放置、という形だったんですが、何年に一度は更新のためには点検してくださいよということが条例化されておりました、吹田市さんはまだですよ。

点検の義務化というのは。

○徳永主査 2 年おきに安全点検報告書を提出するという義務があります。

○松田委員 そうですね、義務化が始まりましたですね、業界の方でもみんなに講習を受けていただいて講習を受けた者でないと、点検ができないというシステムになっております。ですから 16 ページのこの看板の柱も申し上げて柱を太くしていただいたりとか。

そういうことで業界状況もいろいろ皆様のご意見ちょうだいしながらですね。
まずは安全いうことを担保に景観を管理した形でやっていきたいと思っておりますので、
よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○長町委員 物によってはですね、例えば22ページの広告旗とか、主たる立て看板なんかは、今どきの使い方で行くと非常に肯定的に必要なものがあったり、昔のタイプは困るみたいなものがあると思うんですね。

なんかそこがわかるようにして、例えば、まちづくりで何か計画がされている場合、大きな旗もいいよとか、なんかちょっと書き方を工夫していただくと黒板型の立看板ですとか、なんかそういったものが出せるようになるんじゃないかなというふうに思います。

それが1点ともう1点あります。もう1点はですね、照明系の話なんですけれども。

内照看板ではないものを推奨しましょうということで、14ページですね。

夜間照明という項目がいいのかどうかというところがあって、夜間照明でいいんですけども、どちらかというとはですね、内照式で白く光っている、例えば、駐車場さんとかの看板とか、まちの景観を良くなくしているわけですね。白い発光体を規制して、どちらかというとは、外から当てる、或いは暗いと文字が光る、そういうものはOKっていうのが伝わるようにしないとイケないので、まずは何か白い発光状のものが、たくさん光っているみたいなものを何とか駄目よって言っていくっていうことが大事なので。それが伝わるようなものがないんじゃないかと、一番ベーシックなところです。

そういう意味でいくと一番上の絵は、解釈の仕方によってはレベルが高いんですけども、ダークスカイみたいな話を意識されているから。でもそれ以前の物の方が、身近な景観の改善という意味でいくと、外から照射型がまあまあいいんじゃないかっていうぐらいの話で、内側から発光するものが景観を悪くしているというところになっております。

この吹田っていうのはいいと思うんですね、なので、この一番下の段の中身は悪くない図でいいんですけども、むしろ一番問題としている最も問題であるものが書かれてないって感じがするので、何かうまく工夫していただけたらなというふうに思います。

あと最後三つ目ですけども、デジタルサイネージのところで、これは大阪市さんがいろいろ研究をして、大阪市さん、私も関わっていたんですけども、数字入りのガイドラインが出されてますんで、それ参照していただいて、使えるものは使ったらいいいと思うんですね。

大阪市さんのルールを作るのにもうすごい時間かかっていますので、もうぜひ使われたらいいかなというふうに思います。以上です。

○松田委員 長町先生御質問なんですが、私ら業界では光源の露出というのを今まで規制を受けましてですね、特にネオン管の裸であるとか、LEDを裸で見せるのはやめなさいよという指導を受けていました。

それを直すために何か言うたら、内照式、やっぱり内照式で許可を貰っていたケースが今までございましたね。

それで袖看板とか内照とかございました、内照がすべて駄目という言い方ではないでしょうね。

何か代表的な事例を多分言っておられると思うんですが、ちょっとそこだけ伺いましたんですけど。

○長町委員 まあ必要であればこの場でまた議論していく必要があればいいと思うんですけども。むしろネオン管の方がよしっていう状態ですね、今は。

○松田委員 そういうことですか。

○長町委員 扱うデザインの質の問題でして、だからまた分類をして、再解釈していく必要があります、時代がアップデートされてますんで。

白く全面的に発光している非常にグレアのある状態が駄目っていうことですもんね。

○松田委員 例えば色がついていたらいいのか、例えばブルー枠であるとか。

○長町委員 それは最も良くない状態で、各地で規制していつている感じですね。

白ですとか、黄色、ショッキングピンクとかそういうのをなるべくやめて、例えば発光しても全体が黒で、文字が切り抜いてあって、中が内照ですけども光っているとかいうのはむしろ推奨されているってことですね。

大きな流れとしては。それでただ、今は吹田市さんでそれが何か文言化されてるわけでは全くないので、どうしていくかっていうのはもし協議が必要だったらそれはそうだということでしたから。

○松田委員 ベースバックがすべて発光することがちょっとあったんで。

○長町委員 そうですね、どちらかというと。そして彩度の高い色、例えば京都府京都市さんなんか、参考になると思うんですけど、マクドナルドは濃い茶色になっていますし、そういうのですね、

茶色系に変えていけば、タイムズさんも茶色になっていますし、なんかそういうことですね、先駆的な事例はもうたくさんもうすでに各地でやっていますので、特にこの茶系に変わっていくっていうのは観光地などでは必ずやっていますんで、ご参考にさせていただいて決めていくと、看板が駄目って話ではないので、しっかり何が悪い何が悪いみたいなのが本当はできたらいいんですけど、このタイミングでできなかったら参考で、そういう事例を出しと

けば、感じがわかるんじゃないでしょうか。

○久会長 14ページを開けていただけてますけど、13ページの一番上のイラストですよね。右側のものは、これ昼間はこういう形で、推奨されるんですけど、これが夜光っちゃうと、これ全体が際立って見えてくるのでアウト、って事になるわけですね。そういう意味でちょっと夜の見え方が違いますよ、だから夜はこういうようなことを注意してくださいねっていうようなものがもう少しあってもいいのかなっていう感じがしましたね。

24時間ということをおっしゃるわけですから。

だからその夜の見え方も気にしてねということだと思っただけですね。

○徳永主査 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○岡委員 あれって言うと一番気になっている張り紙っていうのは、市会議員のポスターとか、それから市役所にかかっている垂れ幕とか、ああいうものはのぼりとも言わないし、広告とも言わないんですよね。それって景観で規制する事は出来ないんでしょうかね、

○久会長 あれ屋外広告物法上は適用除外ですね。

○岡委員 あれひどいのがよくあるので、あれだけ並べないでよいつも思うんですよね、何とかならないものですか。一応言い続けることがいいと思うので言っておきます。

○大西係員 市役所の懸垂幕に関しては、吹田市の方でプロジェクトをしまして、あれがちょっと良くないよねっていうことでデザインの的によくしたものを今掲げていますので、また機会があれば見ていただけたらと思います。

○島本委員 しょうもない事を聞きますけれども、屋外広告物に対して税金がかかっていますか。

○徳永主査 広告物に関しては自家用 5 平米以上の広告物に関しては許可が必要になってまして、その許可申請に対して、この審査料として手数料を取っています。

○島本委員 年間広告料みたいなのは、市の収入になってないわけなんですね。

○徳永主査 はい、収入になっていません。

○久会長 はい、先ほどの岡先生ご意見は、議会事務局を通して、議員の先生方にこんな意見出ましたよと、一言お願いしたらどうでしょうか。

○徳永主査 わかりました。ありがとうございます。

ちなみに選挙看板とかっていうのは一応、条例上は、営利目的ではないものとして、適用除外する項目がございまして、それで許可が必要ないものになっています。

○岡委員 期間中はいいですけど。ずっと貼っていいんでしょうか。

○高原委員 岡先生とかとちょっと意見が違うのか、よくわかんないんですけど、吹田市のバナーについては僕個人的には非常にいいなと思うんです。

あそこに何か、本日選挙とかなんかワクチンがなんとかって字を書かれるよりは、よほどいいなと。何か聞くところによると新人の方が、半分素人の方が考えたらしくて、私はいいなと思いました。

○岡委員 私が新しいのを見ていないんで、ちょっと見せていただきます。

○久会長 はい、ありがとうございました。

今日いただいた意見も参考にさせていただいてよりいいものにしていただければというふうに思います、よろしくお願いします。それでは本日の案件、すべて終了をさせていただきます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

一同 ○ありがとうございました。